

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
藤井寺保健所	<p>配線工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年4月5日（検査日：令和4年4月5日）</p> <table border="1" data-bbox="507 653 1427 730"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤井寺保健所2階LAN配線工事</td> <td>101,530円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	藤井寺保健所2階LAN配線工事	101,530円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格) 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針) 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
藤井寺保健所2階LAN配線工事	101,530円					
措置の内容						
<p>検出事項について、公有財産台帳に資産として登録を行うとともに、会計局へ修正を依頼し、過年度修正益として財務諸表上の修正処理を行った。</p> <p>今回の原因は、担当者の認識不足による公有財産台帳への登録漏れ及び財務会計システムへの仕訳登録誤りであるが、この両方の誤りにより、残高照合表に差額が生じず、誤りに気付くことができなかったことにある。</p> <p>そのため、本件指摘事項を担当課内に周知の上、今後は、公有財産台帳への登録及び支出処理における仕訳登録時に担当者間で随時確認を行うとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）